

組 合 規 約 を 改 正

～ 組 織 団 体 の 増 減 な ど ～

千葉県市町村総合事務組合

組織団体の増減及び地方自治法の一部改正に伴う千葉県市町村総合事務組合規約の改正については、組織団体の協議を経たうえ、千葉県知事へ申請し、許可を得て改正されました。改正規約の概要及び規約改正に伴う条例の改正概要は、次のとおりです。

規 約

1 組織団体

全市町村(三十六市・二十町村)、四十三組合及び一広域連合で計百団体となりました。

【加 入】

千葉県後期高齢者医療広域連合(平成十九年一月一日設立、全市町村で組織)が平成十九年四月一日付で組織団体に加入したこと。

共同処理する事務は、次のとおりです。

一 議会の議員その他非常勤職員の公務災害及び通勤による災害に対する補償

二 公平委員会に関する事務

【減 少】

北総西部衛生組合が香取広域市

町村圏事務組合と平成十九年四月一日に統合するため、同年三月三十一日付けで脱退したこと。

2 執行機関

地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)が平成十九年四月一日から施行されることに伴い、一部事務組合においても会計管理者を設置することとされたこと及び吏員制度が廃止されることとされたこと。

【会計管理者の設置】

会計管理者を一人置くこととし、職員のうちから組合長が命ずることとしたこと。

【吏員制度の廃止】

「吏員」と「その他の職員」の区分を廃止し、「職員」としたこと。

【職員定数】

職員の定数は、条例で定めることを明確にしたこと。

3 施行日

改正規約は、平成十九年四月一日から施行されました。

4 市町村別の共同処理事務

次表のとおりです。

条 例

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例の一部改正】

・組織団体の定義に「広域連合」を加えたこと。

・広域連合に係る非常勤職員公務災害補償事務の負担金を一部事務組合と同額としたこと。

【千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部改正】

・市町村の広域連合の職員に係る補償基礎額を市、市町村の一部事務組合の職員と同額としたこと。

【千葉県市町村総合事務組合組織条例の一部改正】

・出納事務を所管する会計課を除いたこと。

【施行日】

この条例は、平成十九年四月一日から施行されました。